

# 令和3年6月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

## 【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認 11 件、議案 10 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり、承認および可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、承認第 6 号、専決第 6 号「令和 2 年度平戸市一般会計補正予算（第 15 号）」中、総務部地域協働課所管の「地域おこし協力隊導入事業」に関し、予算が減額となった理由は何か、現在雇用している隊員は何名かとの質問に対し、令和 2 年度は現員 4 名と新規雇用 1 名の計 5 名分の予算を計上していた。新規雇用として和牛ヘルパーの募集を行ったが応募が無かったこと、年度途中で隊員が任期満了となったことなどから減額となったものである。令和 3 年度も 5 名分の予算を確保し、現在、2 名の雇用と 1 名を内定している状況であり今後においては、さらに 2 名を雇用していきたいとの答弁がありました。委員会からは、コロナ禍で事業が実施できないものや縮小などがある中、この事業は実施できるものであることから積極的に取り組んでもらいたいとの意見がありました。これに対し、他課との協議も必要であるが地域協働課においても活用ができないか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 57 号「市有財産の無償譲渡について（旧平戸市立中津良小学校）」に関し、旧中津良小学校校舎の 1 階を無償譲渡し、2 階を市が管理するとのことであるが解体する必要がある場合にはどのようにするのかとの質問に対し、今回の無償譲渡については旧中津良小学校の統廃合や社会福祉法人中津良保育会からの移転改修の要望、施設整備に対する国庫補助の関係もあったことから、国道側の校舎の 1 階を無償譲渡するものである。今後、20 年以上は保育施設として活用してもらいたいと考えているが、保育施設としての活用が無くなった場合には、返還してもらい市が解体を行う。解体費用については、費用の 2 分の 1 の額に使用年数で按分した額を負

担していただくように協議を進めているところであるとの答弁がありました。

また、敷地の管理はどのように行うのかとの質問に対し、2棟のうち1棟を解体した校舎の跡地は園庭として無償で貸付を行うようにしているが、今後協議して決めていきたいとの答弁がありました。

さらに、今後、同様な要望等があった場合にはどのように対応するのかとの質問に対し、市の財産であれば通常は有償であるが、今回の場合は条例で定める公共的団体であること、また、公益事業である保育所を運営すること、地域内の小学校の統廃合も勘案して無償と判断したところであり、今後においても条例に則り検討していくことになるとの答弁がありました。

次に、**議案第 62 号「令和 3 年度平戸市一般会計補正予算（第 4 号）」**中、福祉部福祉課所管の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業」に関し、制度の内容、支援金の支給対象者はどのようにしているのかとの質問に対し、この制度は新型コロナウイルス感染症の長期化による影響に伴い社会福祉協議会から緊急小口資金、総合支援資金の貸付を受け限度額に達している世帯や、再貸付において不承認となった困窮世帯への支援策である。支給月額は単身世帯 6 万円、2 人世帯 8 万円、3 人以上世帯 10 万円を申請月から 3 か月間支給し、対象となる世帯数は 18 世帯と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、**議案第 63 号「工事請負契約の締結について（大島村ごみ焼却施設解体工事）」**に関し、施設の解体に伴うがれき等の処分はどのようにするのかとの質問に対し、当該施設がごみ焼却施設であり一般の施設とは違う特別な施設であることから、がれき、残渣は特別管理産業廃棄物となり、厳重な取り扱いのもと請け負った業者が責任を持って処分をすることになっている。また、処分は法に基づき適正な管理をしたうえで島外へ搬出されマニフェスト等で管理し報告するようになっているとの答弁がありました。委員会からは、解体工事の実施にあたっては十分に管理を行い落ち度が無いようにとの指摘がありました。

また、議案外ではありますが、第2次平戸市地球温暖化対策実行計画、平戸市CO<sub>2</sub>排出ゼロ都市実行計画での説明においては、再生可能エネルギー導入等に係る温室効果ガス排出削減の内容について、今後、十分な精査を行い議会への説明を求めたところであります。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

## 【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認2件、議案4件、請願1件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認、可決及び採択すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、承認第6号、専決第6号「令和2年度平戸市一般会計補正予算（第15号）」中、建設部都市計画課所管の「公営住宅整備事業」に関し、壱部浦アパートの解体事業費について、1,500万円の減額の理由は何かとの質問に対し、当初予算算定時に、アスベストが建物全体に含まれていると見込んでいたが、見込みよりアスベストの含有が少なく、減額となったとの答弁がありました。また、建設当初使用された資材は分かっていたのではないかと、どの部分にどれだけ使用されていたのか把握しているのか、そういったことをデータとして持っていなければ今後の解体に対する参考にならないのではないかととの質問に対し、今後、予算計上段階から十分に精査を行うよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「外国語指導助手招致事業」に関し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策としての入国制限により、外国語指導助手7名のうち5名を招聘できなかったとのことであるが、生徒への英語教育に影響は無いのかとの質問に対し、外国語指導助手2名と担任で対応し、出来る限り授業に支障の出ないように対応しているとの答弁がありました。

また、生徒への英語教育に影響が出ないよう地域の方で英語指導ができる人材を雇用するなど、事業の有効活用を考える必要があったのではないかととの質問に対し、コロナ禍で招聘できない期間が長引くようであれば、本事業を十分に活用できるような方向性を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、承認第 11 号、専決第 11 号「令和 2 年度平戸市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）」に関し、駐車場の管理はどのように行っているのか、管理者がなぜ必要かとの質問に対し、管理は平戸観光協会へ業務委託を行っている。管理者は、トラブル発生時や、駐車券を紛失した方などへの対応、市への収入報告などの対応のため必要であるとの答弁がありました。また、今回赤字になった原因は有料台数が減っているのが原因ではないのか、そうであれば料金を高く見直してみてもどうかとの質問に対し、平成 27 年より今のような料金体系になった。これまで黒字運営が続いてきたので今回初めて一般会計より繰入を行った。今後検討を行っていくと答弁がありました。

さらに、駐車場の管理については、コロナ禍で観光客が減少し収入も減少しているが、駐車場を無料開放することや管理人の必要性についても検討する必要があるのではないかと質問に対し、無料開放については、これまで検討していないが、今年に入り 4 月、5 月の利用者が回復傾向にあったことから、利用状況を注視している。これまで商店街、観光協会、関係機関で協議し 2 時間無料として運用してきたが、コロナ禍での駐車場の運用について、有料車両の台数を増やすことができるか今後検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第 53 号「平戸市農業施設等整備事業分担金徴収条例の一部改正について」に関し、これまで老朽ため池の整備については、受益者負担が内地で 2 %、離島で 1 %あったことで整備が進まなかったが、今回の改正により、令和 7 年度までは、受益者負担がなくなったことで、整備が進むものと期待しているが、今後の整備予定箇所について地域別ではどうなっているのかとの質問に対し、令和 7 年度までに大島地区 3 か所、平戸地区 3 か所、田平地区 3 か所の計 9 か所となっており、令和 8 年度以降については、3 か所計画されているが、受益者負担については、国の動向を踏まえて県が検討するとの答弁がありました。

また、ため池の管理について、受益戸数が減少して維持管理が十分できていないも

のもあり、水利組合との調整も必要と考えるが、使用されていないものや、ため池の下に民家がある場合など、豪雨により決壊する恐れもあり、人的被害を発生させる老朽化したため池も存在すると思われるが、今後はどのように考えているのかとの質問に対し、農業従事者の減少により、ため池を管理する受益戸数が減り、維持管理が難しくなっている。管理不十分な「老朽ため池」は、地域では危険なものとなっており、水利権など農業を営むための権利もあるが、必要なため池は整備し、使われていない危険な箇所については、堤体を壊し水が溜まらないようにするなど、地元と協議していききたいとの答弁がありました。

次に、議案第 55 号「令和 3 年度平戸市一般会計補正予算（第 3 号）」中、文化観光商工部観光課所管の「地域活性化起業人活用事業」に関し、民間企業からの人材派遣により DMO に登録された平戸観光協会の組織体制を強化することが目的であるのかとの質問に対し、平戸観光協会に「マネジメント能力」「マーケティング能力」などに長けた人材を 3 大都市圏（東京、名古屋、大阪）の民間企業から 1 名の募集を行い、3 年間の派遣期間中に人材育成により組織強化するものであるとの答弁がありました。

また、予算は、人件費だけかとの質問に対し、この経費は、特別交付税措置上限額の 1 人あたり年額 560 万円を企業に支払うことになるが、今回は、7 月からの人件費 9 か月分 420 万円と受入前準備経費（広告費、旅費など協定締結までの費用）100 万円を合わせ 520 万円を計上しているとの答弁がありました。

さらに、この事業で優秀な人材が派遣されても、平戸観光協会の人材が育たないと意味が無いのではないかとの質問に対し、マネジメント能力、現状分析の仕方、ノウハウを育成することも目標に掲げており、派遣後の進捗状況の管理や人材育成は、観光協会とも意見交換をしながら職員一人ひとりがスキルアップできるように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、「特割宿泊キャンペーン事業」に関し、コロナ禍により減少した宿泊客を

市内観光へ誘客できるよう促進し観光業への事業継続を支援するものであると聞いているが、宿泊者数の減少はどのようにになっているのかとの質問に対し、宿泊客数は令和元年度が25万9千人、令和2年度が14万7千人と11万2千人の減となっているとの答弁がありました。これに関連し、キャンペーン対象者数2万5千人の根拠は何かとの質問に対し、県内の宿泊想定が50万泊ということと、第1弾で平戸市に5%から6%宿泊を行っているという計算が出ていることから、2万5千人という数字を出したところであるとの答弁がありました。また、1,000円の支払いで3,000円分の宿泊券を購入することになっているが、購入できる場所はコンビニだけかとの質問に対し、コンビニとWeb上で購入できることになっているとの答弁がありました。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「学校保健特別対策事業」に関し、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため空気清浄機等の備品購入を予定しているとのことであるが、各学校に整備する際の基準はどのようにになっているのかとの質問に対し、1校当たりの補助の上限額が、児童生徒数300人までの学校が40万円、301人から500人までの学校が60万円となっている。また、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することとなっているため、各学校の意向調査を行い、必要とするものを確認しながら整備することとしているとの答弁がありました。また、空気清浄機については、10年間はフィルター交換が不要とのことであるが、メンテナンス費用など機器の選定は慎重に行い、児童生徒への感染対策を十分考慮し購入するようにとの意見がありました。

これに関連し、空気清浄機について、校舎内での設置場所の変更は可能かとの質問に対し、移動可能である事から、各学校の状況により必要に応じて移動し活用しているとの答弁がありました。

次に、議案第56号「令和3年度平戸市水道事業会計補正予算（第1号）」に関し、「平戸上水道基幹管路更新事業」については、赤坂交差点付近の赤坂配水池から二本松配水池までの延長580m、送水管の口径250mmのダクタイル鋳鉄管を布設するもの



で、昭和 53 年に布設し 42 年を経過しているとの説明であるが、今回布設する送水管の耐用年数は何年かとの質問に対し、今回、基幹管路更新で使用する管については、耐震性及び 100 年以上の耐久性を有するとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。